

福祉灯油助成事業を創設しました

国内の原油価格が高騰し、家庭経済における石油暖房等に要する負担が深刻な状況になっています。南三陸町では、このような状況に対処するため、特に低所得世帯を対象に、灯油購入費の一部助成を行うこととしました。

福祉灯油助成事業の内容は？

- ◎町が発行する1,000円券が5枚つづりの5,000円分の「福祉灯油助成券」を交付します。
- ◎福祉灯油助成券の額面に記載された金額で、町が契約した町内の灯油販売店から灯油を購入することができます。
- ◎福祉灯油助成券は、平成20年3月31日(月)まで使用することができます。
- ◎福祉灯油助成券は、現金との交換及び販売・譲渡はできません。

福祉灯油助成事業の対象者は？

◎生活保護世帯

◎平成19年度住民税非課税世帯のうち、平成20年1月1日現在で次の①から③のうち、いずれかに該当する世帯

- ①世帯員のすべてが65歳以上である高齢者世帯
 - ②18歳未満の子を養育する母子・父子世帯及び児童扶養手当受給世帯
 - ③次に掲げる障害者世帯及び障害者が同居している世帯(社会福祉施設及び認知症対応の高齢者グループホーム利用世帯を除く。)
- *身体障害者手帳の障害等級が1級または2級
*療育手帳の障害程度がA
*精神障害者保健福祉手帳の障害者等級が1級
*特別児童扶養手当受給世帯

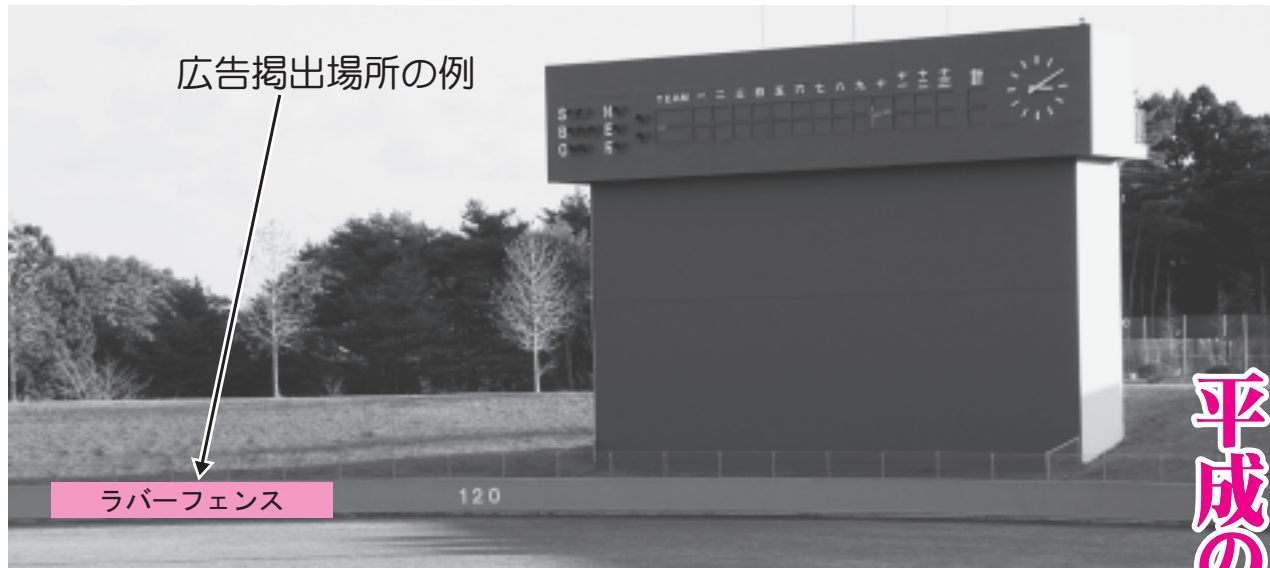
福祉灯油助成券の交付を受けるには？

- ◎福祉灯油助成券交付申請書に必要な事項を記入のうえ、役場に申請することが必要です。
- ◎福祉灯油助成券交付申請書は、保健福祉課(志津川保健センター)及

福祉灯油助成券の申請はいつまで？

2月1日(金)から3月21日(金)までの平日、保健福祉課及び健康福祉課において受け付けますが、できるだけ早く助成券を交付するために、2月7日(木)午前9時から午後4時まで、役場防災対策庁舎、入谷公民館、戸倉公民館、歌津公民館及び名足コミュニティセンターにおいて受け付けを行いますので、できるだけこの日に申請してください。
なお申請手続きは代理の方でも可能としますので記入済みの申請書と印鑑を持参ください。

び健康福祉課(歌津保健センター)に設置してあるほか、福祉灯油助成事業の対象者と考えられる世帯には、直接申請書の様子を2月のはじめまでに郵送でお届けします。
◎交付申請書の内容を審査のうえ、助成対象となる世帯には、福祉灯油助成券を後日郵送にてお届けします。



平成の森・しおかぜ球場のラバーフェンス広告募集

町は、町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、ホームページの有料広告事業を実施していますが、新たに平成の森野球場(しおかぜ球場)の外野ラバーフェンスへの有料広告を始めますので、その広告を募集します。

しおかぜ球場の有料広告設置場所や広告の仕様、申し込み方法などは、次のとおりです。

- ◇**広告の掲出場所** 野球場グラウンド内壁のラバーフェンス全20区画(1区画あたり、高さ1.2メートル×幅6メートル)。連続する複数の区画の利用可。
- ◇**広告掲出する区画は申し込み時に選択できますが、申し込み順で決定となります。**
- ◇**広告物の仕様** 材質は、再剥離タイプのシール状のものとし、直射日光や風雨によって急激に色あせなどが生じないよう加工を施すものとします。
- ◇**利用期間等** 利用開始から1

ラバーフェンス広告募集

年間とします。利用期限の30日前までに利用廃止の申し出がない場合は、引き続き利用を更新するものとします。
◇**広告掲載料**(フェンス使用料) フェンス壁面1平方メートルにつき年額8,000円。
(参考:1区画(1.2メートル×6メートル)あたり 48,000円)

※広告の作成、掲出、撤去作業等に要する費用については、別途広告主の方の負担となります。

- ◇**申込み等** 平成の森管理事務所または企画課 企画政策係にご連絡ください。申込みは、随時受け付けています。
- ※広告掲出にあたり、その適否の審査があります。
- ◇**申し込み・問い合わせ** 平成の森管理事務所
☎36-31115

企画課企画政策係
☎46-1371

「平成の森」宿泊施設調理業務の受託に係る説明会を開催します！
受託者を募集！

町では、「平成の森」宿泊施設の調理業務を受託していただける民間事業者を募集します。受託者募集に係る説明会を開催しますので、受託を希望される方は出席ください。詳しくはお知らせします。

- ◇日時 2月8日(金) 午後1時30分
- ◇場所 平成の森・長期滞在施設 会議室
- ◇受託資格 次の業務内容を適切に履行できる民間事業者等で、調理従事者のうち、食品衛生責任者になれる資格を有する者が1名以上いること。有資格者がいない場合は、受託から6カ月以内に養成講習を受講し有資格者となること。(法人格の有無は問いませんが、任意団体などの場合は責任者などを明確にしてください。)
- ◇委託業務の内容等
 - 業務内容 「平成の森」宿泊施設利用者の夕食、朝食及び昼食の提供に係る調理業務の一切(一定条件下でのメニューの決定、賄い材料の調達、調理、配膳、食器類の洗浄、保管等を行います)。※宿泊定員60名
 - 参考:平成18年度宿泊実績3,554人
 - 委託期間 平成20年4月1日〜平成22年3月31日(2年間)
 - 経費負担 利用者から徴収する食事料金は、受託者の収入とします。なお、調理業務に要する人件費、調理ガス代、賄い材料費については、受託者の負担となります。(食事料金は、町と受託者が協議のうえ決定します。)
 - その他 受託事業者にあつては、宿泊施設に併設するレストラン施設を受託業務とは別に自主運営することも可能とします。この場合、人件費や維持管理費などのすべての経費は受託者側の負担となります。

問い合わせ 平成の森管理事務所
☎36-31115

福祉灯油助成事業について、分からないことや疑問な点がありましたら、企画課 企画政策係にお問い合わせください。

◇問い合わせ
企画課 企画政策係
☎46-1371

